

橋元四郎平・はしもと しろうへい

〔略歴〕

大正一二年四月一三日生 福島県田村郡三春町出身
 昭和一六年三月 県立田村中学（旧制）卒業
 一八年九月 第二高等学校（旧制）文科乙類卒業
 （昭和一八年一二月から同二〇年九月まで）

学徒出陣により兵役に服す

二三年九月 東京大学法学部政治学科 卒業
 二七年四月 司法修習生（第六期）
 二九年四月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
 四九年四月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護）
 五二年六月 東京弁護士会司法修習委員会委員長
 五三年四月 東京都地方労働委員会公益委員
 五六年九月 東京弁護士会弁護士倫理委員会委員長
 同一年一〇月 東京都地方労働委員会会長代理
 五七年四月 日本弁護士連合会理事
 五八年五月 民事訴訟法学会理事
 六一年四月 日本弁護士連合会事務総長
 法制審議会幹事
 檢察官特別考試審査会委員
 最高裁判所民事規則制定諮詢委員会委員
 最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員
 平成二年一月 最高裁判所判事
 五年四月 弁護士名簿登録（東京弁護士会所属）
 同年五月 福島県顧問（会津大学法律問題委嘱）
 同年六月 財團法人民事紛争処理研究基金常務理事

などということばは過ちをおかした少年の振舞を正す最後の切札であった。⁽¹⁾

さらに時代を溯ると、一五六二年に来日して三十五年間布教に努めたポルトガル人のイエズス会宣教師ルイス・フロイスの「ヨーロッパ文化と日本文化」によれば、「われわれ（ヨーロッパ）の子供はその立居振舞に落着きがなく優雅を重んじない。日本の子供はその点非常に完全で、全く賞賛に値する」⁽³⁾のであった。

どうも終戦後、事情は一変したようである。忌憚なくいえば、敗戦は、多くの貴重なものをもたらした反面、日本人の根本にあつた精神的なものを、この五十年の間にほどんど失わせてしまつたのだ。少なくとも昭和二十年までは存在していた「規範」や「価値の基軸」が、根こそぎ否定されたといったてよからう。

しかし、慨嘆ばかりしてはいられない。いかなる時代も永久不変ではない。時間をかけてでも、希望をもつて、改善していくほかはないであろう。

本来、日本人は、聖フランシスコ・ザビエルによれば、「今までに発見された国民のなかで最高であり、（中略）驚くほど名譽心の強い人びと」であるのだから。

注(1) 奈良本辰也訳 五三ページ及び七二～七三ページ

(2) 永禄五年、室町幕府十三代將軍足利義輝の時代

(3) 岡田章雄訳 六六ページ

(4) 司馬遼太郎 「この国のかたち」(一) 二二三六ページ